

電気設備に係る重大事故の発生状況と対応について

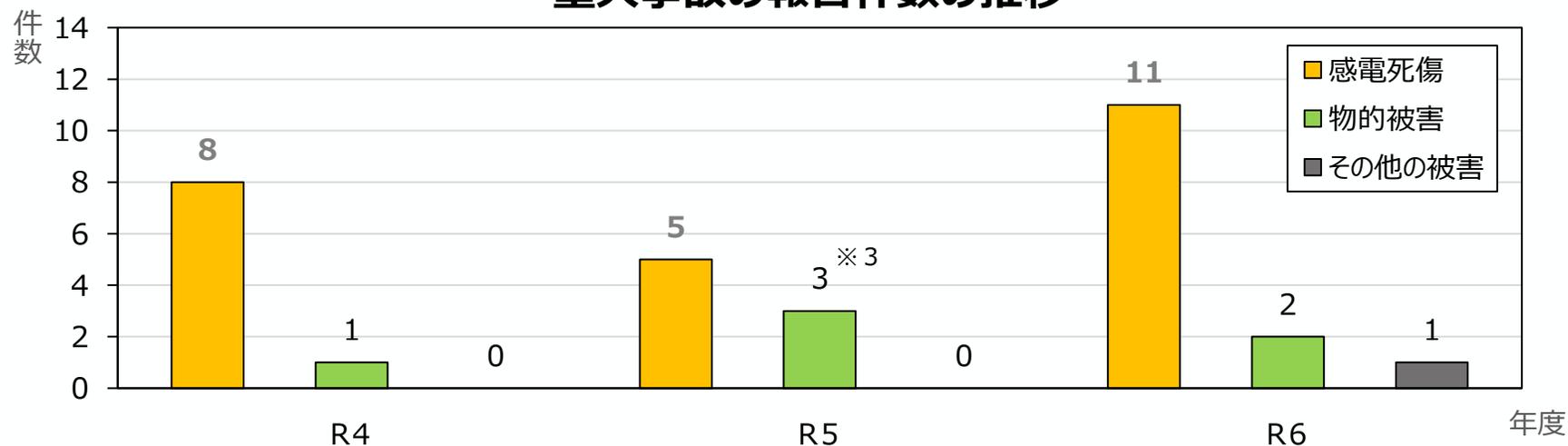
令和7年3月17日

産業保安・安全グループ 電力安全課

重大事故の発生状況

- 電気設備の設置者は、設備に関して感電死傷事故等が発生した場合、経済産業省への報告が義務付けられており、報告された事故は毎年、電気保安統計として分類・公表。
- また、令和4年度の電力安全小委員会において、電気保安統計における事故のうち、重大事故※1を定義・収集し、毎年公表することとした。
- 令和6年度は14件の重大事故（そのうち、11件が感電死傷事故）の報告※2があった。

重大事故の報告件数の推移



(※1) 死者1名以上/重傷者2名以上/重傷者1名以上かつ負傷者3名以上/負傷者6名以上/爆発・火災等により多大な物的被害が生じたもの。

(※2) 令和7年3月10日までの速報値であり、今後、件数等は変動し得る。

(※3) 前回(第29回)の本小委員会で報告した件数(令和6年3月15日時点の速報値)は7件であり物的被害が5年度中に1件増加。

令和6年度の感電死傷に係る重大事故の発生状況

- 令和6年度の感電死傷に係る重大事故11件のうち、作業員の事故は7件、第三者の過失等※4による事故は4件で、作業員の事故のうち、二次請け※5以上の作業員の事故は4件であった。
- 第三者の過失等による重大事故は4件であり、いずれも、電気工事以外の作業員が電線路等に接触して感電した事故であった。

…二次請け以上の作業員の事故

…第三者の過失等による主な事故

発生月	被災類型	事故が発生した設備	単独作業	発生時間帯	主任技術者の作業把握状況	事故概要
4月	第三者の過失等	送配電線路	—	昼間	事後	ビル解体作業のために足場を組んでいた者が、近くの電線に接触し、感電。
6月	作業員事故	送配電線路	—	昼間	事前	送電線の下に植生していた竹の伐採作業において、竹の先端が電線に接近した際に1線地絡事故が発生するとともに、作業員が感電。
7月	作業員事故	送配電線路	—	夜間	事前	配電柱の建柱工事中、建柱車のブームが高圧充電部に接触し、柱上の作業員が感電。
8月	作業員事故	送配電線路	—	昼間	事前	高所作業車を使用して配電線近傍の樹木の伐採作業中、ブームを旋回して高圧絶縁電線に近接したところ、バケット上の作業員が感電。
8月	作業員事故	需要設備	—	昼間	事前	建設現場のキュービクル間での通線作業中、作業員が誤って通電状態の銅バーに接触し、感電。
8月	第三者の過失等	需要設備	—	昼間	事後	ビルの外壁工事に伴う足場組立作業を行っていた者が受電用高圧ケーブル引込口付近で防災シートを養生しようとした際、高圧充電部に接触し、感電。
9月	作業員事故	需要設備	○	昼間	事後	作業員が電源側と負荷側の配線が逆に接続されていたLED照明のコンセントプラグを切り離れた際、電源側の充電部に接触し、感電。
9月	作業員事故	需要設備	—	昼間	事前	電気設備の点検作業中、作業員が給電ボックスのアクリル板を外して手を入れ、誤って充電部に接触し、感電。
10月	第三者の過失等	需要設備	—	昼間	事後	工場の屋上で足場解体作業をしていた者が劣化により充電部が露出していた低圧電線に接触し、感電。
11月	第三者の過失等	送配電線路	—	昼間	事後	配電柱周辺の樹木を伐採するため昇柱していた者が、活線状態で伐採作業を行った際に電線被覆を損傷させ、損傷箇所接触し、感電。
11月	作業員事故	需要設備	—	昼間	事前	変圧器撤去に向けて、保護フェンスを取り外す作業の段取り確認中に、作業員が課電中のケーブルヘッド等に近接若しくは接触し、感電。

(出典) 電気関係報告規則に基づく報告を基に経済産業省において作成(令和6年度は3月10日までの速報値)

(※4) 電気工事以外の工事等に従事していた作業員等が意図せずに被害にあったもの。(※5) 二次請けとは設置者から電気工事等を受注した事業者(一次請け)から、業務の一部又は全部を依頼される事業者。

(参考)令和5年度の感電死傷に係る重大事故の発生状況

- 令和5年度の感電死傷に係る重大事故5件のうち、作業員の事故は4件、第三者の過失等による事故は1件であった。
- また、作業員の事故のうち、二次請け以上の作業員の事故は3件であった。

…二次請け以上の作業員の事故

発生月	被災類型	事故が発生した設備	単独作業	発生時間帯	主任技術者の作業把握状況	事故概要
4月	第三者の過失等	需要設備	—	—	—	老人施設の入居者がベランダから電柱に飛び移り、配線(設置者管理側)に接触し、感電。
9月	作業員事故	需要設備	—	昼間	事後	ホテルから照明関連設備の工事を受託した作業員が、3系統ある電源系のうち1系統のみ切り、作業を行っていたところ、充電中のシステムを作業してしまい、感電。
9月	作業員事故	需要設備	○	夜間	事後	新築ビルの工事現場において、電気工事を請け負う事業者の作業員が、キュービクルに入り充電部に触れ、感電。
9月	作業員事故	需要設備	○	昼間	事後	保安全管理業務の外部委託先移行に伴い、新たな受託先として、現場の事前調査及び挨拶のために現場にきた作業員が、キュービクル内部に入り、充電部に触れ、感電。
11月	作業員事故	需要設備	—	昼間	事前	キュービクル増設工事のため、特高受電所において、作業説明を実施中に、説明者が当該受電所の充電部に触れ、感電。火災も発生し、説明を聞いていた他の作業員がやけど。

(出典) 電気関係報告規則に基づく報告を基に経済産業省において作成

(参考)令和4年度の感電死傷に係る重大事故の発生状況

- 令和4年度の感電死傷に係る重大事故8件のうち、作業員の事故は6件、第三者の過失等による事故は2件で、作業員の事故のうち、二次請け以上の作業員の事故は2件であった。
- 第三者の過失等による重大事故は2件であり、いずれも、電気工事以外の作業者が電線路等に接触して感電した事故であった。

…二次請け以上の作業員の事故
 …第三者の過失等による主な事故

発生月	被災類型	事故が発生した設備	単独作業	発生時間帯	主任技術者の作業把握状況	事故概要
5月	作業員事故	送配電線路	—	夜間	事前	地中電線路の地上機器内部を確認中に充電部に接触した作業員が感電。
7月	作業員事故	需要設備	○	昼間	事後	工場の機械の修理作業中に、絶縁部を損傷し作業員が感電。
8月	作業員事故	需要設備	—	昼間	事後 (作業計画の承認はしたが、点検箇所の配線状況が現況と異なることを知らされず)	高圧キュービクル盤内の定期点検時に作業員が感電。
8月	作業員事故	需要設備	○	昼間	事後	工場内のクレーン上部の点検時に、天井のトロリー線に接触した作業員が感電死。
8月	作業員事故	送配電線路	○	昼間	事後	電線に倒れ掛かっている竹の伐採作業中に、作業員が高圧線に接触し、感電。
9月	第三者の過失等	送配電線路	—	昼間	事後	自治体からの委託で街路樹の剪定を行っていた者(高所作業車使用)が送電線に接触し、感電。
11月	作業員事故	需要設備	○	夜間	事後	点検作業員が高圧受配電盤の充電部に接触し、感電。
12月	第三者の過失等	送配電線路	—	昼間	事後	第三者の工事用クレーンが、高圧架空電線に接触。クレーン作業を補助していた者がクレーンがつり下げている鉄板に接触し、感電。

重大事故への対応

- **令和4～6年度の感電死傷に係る作業員の重大事故17件のうち、二次請け以上の作業員の事故は9件**を占めており、感電死傷事故が増加する夏季に向けて、**発注者や一次請けはもとより、二次請け以上の事業者にも適切に注意喚起が届けられるよう取り組むことが必要。**
- **令和4～6年度の第三者の過失等による重大事故（電気工事以外の作業者が電線路等に接触して感電したもの）は6件**であり、主任技術者から設備の設置者を通じて注意喚起を行う等、**当該作業者に注意喚起が届けられるよう取り組むことが必要。**
- **夏季の作業、単独作業についても、注意喚起を継続していく。**

感電死傷に係る重大事故の発生件数(令和4年度から令和6年度に報告があったもの。括弧内は令和6年度の内数。速報値であり更新の可能性あり。)

感電死傷：24件(11件)	作業員の事故：17件(7件)	【事故発生時の状況】		
		主任技術者の関与	主任技術者が事後に把握 9件(1件)	主任技術者が事前に把握 8件(6件)
		発生時期	夏季(7～9月) 12件(5件)	それ以外の季節 5件(2件)
		発生時間帯	昼作業時 13件(6件)	夜間作業時 4件(1件)
		単独作業	該当 7件(1件)	非該当 10件(6件)
		二次請け以上	該当 9件(4件)	非該当 8件(3件)
		第三者の過失等：7件(4件)		電力会社による広報など、電気保安に係る啓発を引き続き推進。

感電死傷事故の主な原因

安全管理ルールの未徹底・周知不足

- ✓ 作業委託先への安全教育の不徹底
- ✓ 電気設備に近接する作業時(電気工事以外)の注意不足
- ✓ 主任技術者への事前連絡を怠っていた
- ✓ 予定外・時間外作業禁止の不徹底
- ✓ 受電済キュービクル内での作業禁止の不徹底 等

社内の安全管理ルールの不備

- ✓ 作業委託先にも適用する安全確認ルールが未整備であった
- ✓ 予定外作業禁止、主任技術者への事前連絡、受電キュービクル内での作業禁止などがルール化されていない 等

作業員の知識・能力の不足

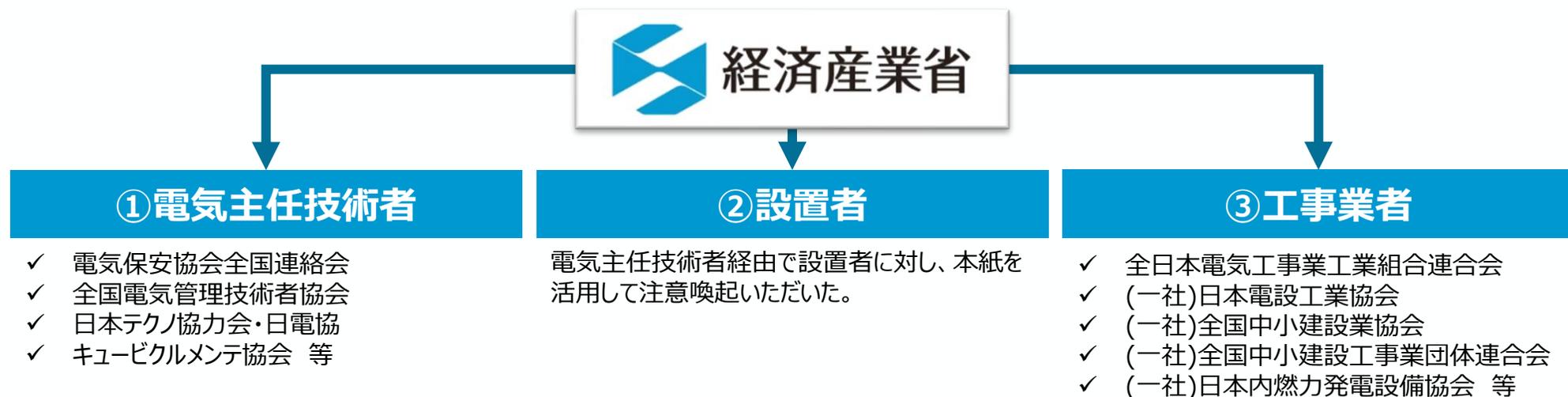
- ✓ 自らの技術力への過信(例：ルールを逸脱して単独での作業を実施)
- ✓ 作業員が現場の電源系統を理解しておらず一部電源を切らずに作業した 等

夏季の事故の原因

- ✓ 発汗により電気抵抗が低下
- ✓ 薄着により肌が露出
- ✓ 暑さにより絶縁用保護具等の着用を怠る
- ✓ 判断力の低下、体の不調が起こりやすい 等

(参考) 関係団体への注意喚起(令和6年6月)

- 感電死傷事故が増加する夏季の到来前に、広く関係団体への注意喚起を実施。



感電死傷事故に関する注意喚起

令和6年6月28日
経済産業省産業保安グループ
電力安全課

日頃より、電気保安の確保に取り組んでいただきありがとうございます。例年、夏季は感電死傷事故が増加する傾向があります。また、令和4、5年度夏季（7～9月）に発生した感電死亡事故8件全てについて、電気主任技術者が工事や保守点検作業（以下、「工事等」という。）の実施を事前に知らされていなかったために適切な保安監督を実施できていなかったことが分かっています。このため、夏季を迎えるに当たり、特に下記の点に留意いただき、感電死傷事故の防止に努めていただくよう、改めて注意喚起いたします。

(参考) 関係団体への注意喚起(令和6年6月)

感電に注意！作業前は電気主任技術者へ連絡を！



経済産業省
Ministry of Economy, Trade and Industry

<工事などの作業前の事前連絡のお願い>

例年、夏季は感電死傷事故が頻発しています。中には一見、電気に関連しない工事でも電気主任技術者への連絡がなかったことで事故に至ったケースが見られます。これから夏季を迎えるに当たり、安全に工事を行うためにも、電気設備やその付近で作業を行う場合は必ず電気主任技術者にご連絡ください。

① キュービクルや電気室の扉を開ける場合は連絡を！

通電状態での作業は感電のおそれがあるため大変危険です。

【注意が必要な作業】

- 電力メーターやその銘板の確認作業
- エレベーターなどの建築設備、エアコンなどの空調設備の電源接続作業
- キュービクルの塗装作業

② キュービクルや電線の近くで作業する場合は連絡を！

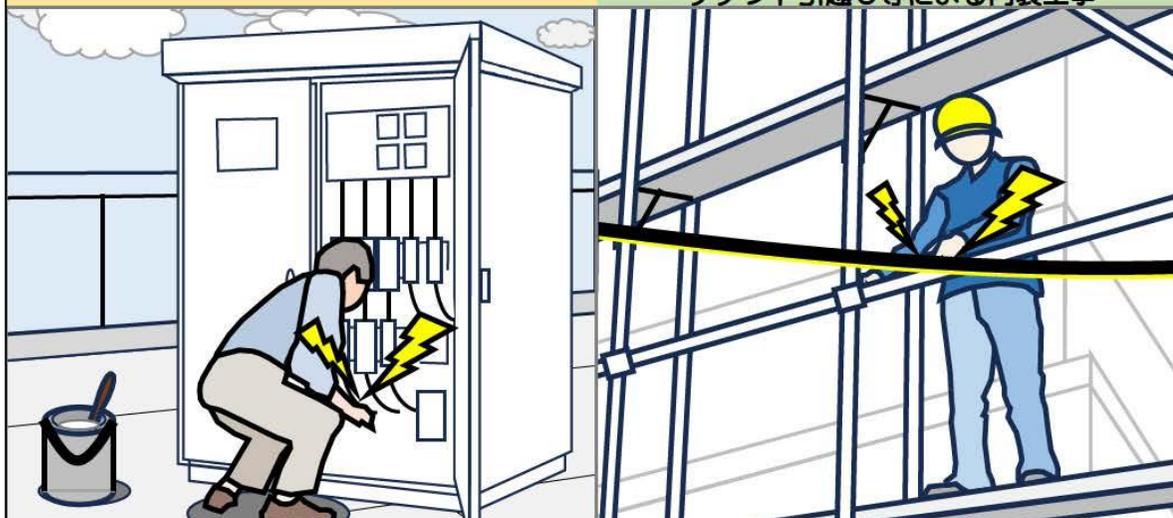
電気設備に直接触らなくても、付近に電気設備があると感電のおそれがあります。

【注意が必要な作業】

- 足場の組立や解体作業
- 建物の外装塗装作業
- クレーンによる資材移動や高所作業車を使った剪定作業
- テナント引越し等による内装工事

③ 安全対策を徹底しましょう

- 万が一に備えて安全装備（ヘルメットや絶縁手袋などの絶縁用保護具）を着用しましょう
- 肌の露出が少ない服装（長袖など）を心がけましょう
- 作業前に電気主任技術者へ確認をしましょう



工事や作業の連絡は主任技術者へ

担当主任技術者

連絡先